

岩手県告示第942号

建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び建設関連業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成20年岩手県告示第504号）の一部を次のように改正し、平成26年1月10日から施行する。

平成25年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 競争入札参加資格基準</p> <p>(1) 別表第1の中欄に掲げる申請業務について同表の右欄に掲げる資格等を有する者（以下「申請業務に係る技術者」という。）が現に在籍し、かつ、申請業務に係る技術者が過去<u>5年間</u>に当該申請業務に係る実績を有していること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>1 競争入札参加資格基準</p> <p>(1) 別表第1の中欄に掲げる申請業務について同表の右欄に掲げる資格等を有する者（以下「申請業務に係る技術者」という。）が現に在籍し、かつ、申請業務に係る技術者が過去<u>10年間</u>に当該申請業務に係る実績を有していること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	